

各都道府県介護保険担当課（室）

各保険者介護保険担当課（室）

各 介 護 保 険 関 係 団 体 御 中

← 厚生労働省 老健局振興課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

地域密着型サービスに係る市町村独自報酬基準の
認定について（平成23年4月施行）

計4枚（本紙を除く）

Vol.179

平成23年3月8日

厚生労働省老健局振興課

【 標記の件につきまして、別添のとおり、独自報酬認定市町村及び認定内容を公表いたします。なお、当該内容については、後日、厚生労働省ホームページにおいても公表する予定です。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111(内線 3983)
FAX：03-3503-7894

地域密着型サービスに係る市町村独自報酬基準の認定について (平成23年4月施行)

厚生労働省老健局振興課

地域密着型サービスのサービス類型である夜間対応型訪問介護及び小規模多機能型居宅介護については、「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」第4号の規定に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合、市町村は通常より高い報酬の算定基準（市町村独自報酬基準）を設定できるとしております。

今般、次の2市について、市町村独自報酬基準に関する認定を行ったところですので、以下のとおり公表いたします。

○小規模多機能型居宅介護

- ・さいたま市（埼玉県）
- ・日野市（東京都）

小規模多機能型居宅介護

○ さいたま市（埼玉県）

〈 利用者への直接的なサービスに関する項目 〉

認知症高齢者等の日常生活自立度Ⅱの要介護利用者（認知症加算対象者を除く。）を受け入れている。（対象者加算）	200単位
---	-------

6ヶ月以上登録している利用者であって、適切な小規模多機能型居宅介護計画に基づいて提供されたサービスにより、認定更新等の結果、要介護状態の区分が軽くなった者であること。（対象者加算）	100単位
--	-------

〈 地域への貢献等に関する項目 〉

次に掲げる全ての基準に該当すること。（対象者加算） 一 地域住民が気軽に事業所に立ち寄ることができる仕組みを設けており、算定月において、次に掲げるいずれかの行事等の開催等を2回以上行っていること。 ① 地域住民が参加する行事等を開催していること。 ② 自治会、老人クラブ、その他の団体や法人等が開催する祭り、清掃活動等、営利を目的としない地域の活動に参加していること。 ③ 地域の保育園、幼稚園、小中学校等の児童・生徒と交流を図るため、訪問又は事業所において受入れを行っていること。 ④ 地域との関わりの中で利用者の日常生活の継続を支援するため、地域の商店や商業施設等との交流を図る活動を実施していること。 ⑤ その他、事業所の内外で利用者と地域住民の交流を図る活動を実施していること。 二 一の内容を運営推進会議に報告していること。	300単位
---	-------

次に掲げる全ての基準に該当すること。 一 地域住民が気軽に事業所に立ち寄ることができる仕組みを設けており、算定月において、次に掲げるいずれかの活動等の実施等を行っていること。 ① 高齢者サロン、介護者サロン、介護相談窓口等を設け、地域での介護を支援する活動を1回以上実施していること。 ② 介護教室等、利用者の家族や一般の地域住民等を対象に介護や高齢者福祉等に関する技術・知識の向上を図る講座、講習会等の行事を1回以上実施していること。 ③ 地域のボランティアの受入れを4日以上行っていること。 ④ その他、地域住民を対象に行う、高齢者福祉、地域福祉の推進に貢献する活動を1回以上実施していること。 二 一の内容を運営推進会議に報告していること。	200単位
--	--------------

小規模多機能型居宅介護

○ 日野市（東京都）

〈 利用者への直接的なサービスに関する項目 〉

独居の利用者に対して、サービスの提供を行っていること。（対象者加算）	200単位
------------------------------------	-------

認知症自立度がⅠ又はⅡ（認知症加算対象者を除く）と判定された利用者を受け入れていること。（対象者加算）	200単位
---	-------

〈 地域への貢献等に関する項目 〉

算定月の前３月間において、次のいずれにも該当すること。 ① 市内の小規模多機能型居宅介護事業所連絡会に参加し、より良いサービスが提供できるように意見交換等を行っていること。 ② 地域住民及び登録者の家族等に対して介護相談の場を設けていること。 ③ 地域交流ができる行事または介護教室を開催していること。	200単位
--	-------